

新卒者支援チームの対応状況について

これまでの対応

1. 新卒者の就職支援態勢の強化

(1) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

○高校・大学等と連携して就職支援を行うハローワークの高卒・大卒就職ジョブサポーターを増員し、未内定者の個別支援を強化

・530名→618名（88名増員）

※10月23日「緊急雇用対策」を踏まえた対応

(2) 関係機関の連携強化

○高校との連携を行う緊急学卒支援窓口をハローワーク内に設け、未内定者についての情報共有・支援に向けた相談など、高卒就職ジョブサポーターを中心に学校とハローワークが一体となって未内定者の緊急支援に取り組む。（12月から実施中）

2. 「就活支援キャンペーン」の展開

(1) 求人・求職、内定関連情報の公表前倒し

○9月30日現在の高校・中学新卒者の求人・求職状況及び内定状況については、11月4日公表（前年は11月28日公表）

○10月1日現在の大学等卒業者の内定状況等の取りまとめについては、11月19日公表（前年は12月16日公表）

(2) 新卒者支援の実情把握

○高井文部科学大臣政務官

11月12日（木）：立教大学（東京都豊島区）、東京電機大学（東京都千代田区）

11月13日（金）：四国大学（徳島県徳島市）、ハローワーク鳴門、徳島工業短期大学（徳島県板野郡）

○山井厚生労働大臣政務官

11月7日（土）：京都ジョブパーク（京都府京都市）、京都労働局・ハローワーク

○高橋経済産業大臣政務官

11月10日（火）：ジョブカフェちば（千葉県船橋市）

（3）経済団体、業界団体に対する求人拡大の要請

○12月22日（火）：新規学校卒業者の採用に関する要請

- ・文科大臣、厚労大臣、経産大臣の三大臣連名で、245の経済団体等へ向け、新規学校卒業者の採用に関する要請文を发出
- ・三大臣は、経済四団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）に対して直接要請

○都道府県労働局において、都道府県と連携し、地域の事業主団体への緊急求人拡大の要請を実施

（4）「雇用創出企業」の新リスト公表

○12月25日（金）：「雇用創出企業」新リストの公表

- ・採用意欲があり、かつ製品やサービス、人材育成方針に優れる企業1,437社をリストアップし、公表

今後の対応予定

1. 現在、対応に向けた作業中の事項

（1）「雇用創出企業」の新リスト公表

- 1月22日目途：雇用創出企業の具体的紹介を含め、HP公表等
- 雇用創出企業を各地域における大学やハローワーク等に配布するとともに、積極的PRを図る。

（2）就職説明会の積極的な開催及び周知の徹底

- 3月末までに未内定の学生・生徒を対象とした就職面接会、合同説明会等を例年以上に積極的に開催し、企業に対する参加の勧奨によるマッチング機会を提供（随時実施中）

(3) 中小企業団体を中心に「緊急要請」第2弾

○ 2月頃目途

(4) 中小企業の新規人材発掘促進対策（予算額113億円）

①新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）を行うとともに、②中小企業の求人開拓、魅力発掘を採用支援会社に委託し、求人と求職のマッチングを図る。（今月公募を開始し、2月から3月にかけて事業を開始）

(5) 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

○緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。（平成22年3月開始予定）

(6) 「大学における社会的・職業的自立に関する指導等（キャリアガイダンス）の制度化」

○大学設置基準等（省令）を年度内に改正予定

2. 平成21年度第2次補正予算成立後、速やかに対応する事項

(1) 大学等の就職相談員の配置促進（予算額1億円）

○大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

(2) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員（予算額2.5億円）

○618名→928名（310名増員予定）

(3) 新卒者体験雇用事業の創設（制度要求）

- 未就職卒業者を対象に 1 ヶ月の体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。

新卒者支援チームの対応状況について

これまでの対応	現在、対応に向けた作業中の事項
<p>1. 新卒者の就職支援態勢の強化</p> <p>(1) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校・大学等と連携して就職支援を行うハローワークの高卒・大卒就職ジョブサポーターを増員し、未内定者の個別支援を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・530名→618名(88名増員) ※10月23日「緊急雇用対策」を踏まえた対応 <p>(2) 関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校との連携を行う緊急学卒支援窓口をハローワーク内に設け、未内定者についての情報共有・支援に向けた相談など、高卒就職ジョブサポーターを中心に学校とハローワークが一体となって未内定者の緊急支援に取り組む。(12月から実施中) <p>2. 「就活支援キャンペーン」の展開</p> <p>(1) 求人・求職、内定関連情報の公表前倒し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 9月30日現在の高校・中学新卒者の求人・求職状況及び内定状況については、11月4日公表(前年は11月28日公表) ○ 10月1日現在の大学等卒業者の内定状況等の取りまとめについては、11月19日公表(前年は12月16日公表) <p>(2) 新卒者支援の実情把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高井文部科学大臣政務官 <ul style="list-style-type: none"> 11月12日(木): 立教大学(東京都豊島区)、東京電機大学(東京都千代田区) 11月13日(金): 四国大学(徳島県徳島市)、ハローワーク鳴門、徳島工業短期大学(徳島県板野郡) ○ 山井厚生労働大臣政務官 <ul style="list-style-type: none"> 11月7日(土): 京都ジョブパーク(京都府京都市)、京都労働局・ハローワーク ○ 高橋経済産業大臣政務官 <ul style="list-style-type: none"> 11月10日(火): ジョブカフェちば(千葉県船橋市) <p>(3) 経済団体、業界団体に対する求人拡大の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 12月22日(火): 新規学校卒業者の採用に関する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文科大臣、厚労大臣、経産大臣の三大臣連名で、245の経済団体等へ向け、新規学校卒業者の採用に関する要請文を発出 ・ 三大臣は、経済四団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)に対して直接要請 ○ 都道府県労働局において、都道府県と連携し、地域の事業主団体への緊急求人拡大の要請を実施 <p>(4) 「雇用創出企業」の新リスト公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 12月25日(金): 「雇用創出企業」新リストの公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用意欲があり、かつ製品やサービス、人材育成方針に優れた企業1,437社をリストアップし、公表 	<p>(1) 「雇用創出企業」の新リスト公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1月22日 目途: 雇用創出企業の具体的紹介を含め、HP公表等 ○ 雇用創出企業を各地域における大学やハローワーク等に配布するとともに、積極的PRを図る。 <p>(2) 就職説明会の積極的な開催及び周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月末までに未内定の学生・生徒を対象とした就職面接会、合同説明会等を例年以上に積極的に開催し、企業に対する参加の勧奨によるマッチング機会を提供(随時実施中) <p>(3) 中小企業団体を中心に「緊急要請」第2弾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2月頃 目途 <p>(4) 中小企業の新規人材発掘促進対策(予算額113億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新卒者就職応援プロジェクト(インターンシップ)を行うとともに、 ② 中小企業の求人開拓、魅力発掘を採用支援会社に委託し、求人と求職のマッチングを図る。(今月公募を開始し、2月から3月にかけて事業を開始) <p>(5) 「未就職卒業生向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業生向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。(平成22年3月開始予定) <p>(6) 「大学における社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)の制度化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学設置基準等(省令)を年度内に改正予定
平成21年度第2次補正予算成立後、速やかに対応する事項	
<p>(1) 大学等の就職相談員の配置促進(予算額1億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進 <p>(2) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員(予算額2.5億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 618名→928名(310名増員予定) <p>(3) 新卒者体験雇用事業の創設(制度要求)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未就職卒業生を対象に1カ月の体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、希望職種を選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。 	